

・解答

	仕訳			
	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	売掛金	700,000	売上	700,000
	仕入	900,000	試用品	900,000
2	当座預金	100,000,000	資本金	50,000,000
	創立費	300,000	資本準備金	50,000,000
3	買掛金	300,000	当座預金	291,000
			仕入割引	9,000
4	当座預金	19,600,000	社債	19,600,000
	社債発行費	500,000	現金	500,000
5	建物	10,000,000	建設仮勘定	2,000,000
			当座預金	8,000,000

・解説

1. 特殊商品売買（試用販売）に関する問題です。試用販売は、得意先から買い取りの意思表示があったときに売上を計上します。得意先に商品を試送したときではありませんので注意してください。

また、本問では、問題文のなお書きに「当社は、試用販売の記帳について、試用品勘定を用いて手許商品と区分して処理する方法によっており・・・」とありますから、商品を得意先に試送したときに仕入勘定から試用品勘定への振り替えを行っていることとなります。

☆参考・X商品とY商品を得意先に試送したとき

(借) 試用品 900,000 / (貸) 仕入 900,000

次に、買い取りの意思表示があったときの仕訳を考えていきましょう。まずY商品についてですが、問題文に「Y商品の全部について買取りの意思表示があり」とありますので、売価 700,000 円の売上を計上するとともに、売上原価 500,000 円を試用品勘定から仕入勘定に振り替えます。

★解答①・・・Y商品に関する仕訳

(借) 売掛金 700,000 / (貸) 売上 700,000
(借) 仕入 500,000 (貸) 試用品 500,000

なお、本問は問題文の勘定科目に「試用品売上」勘定がありませんので、**売上勘定を使って処理することになります**。次にX商品についてですが、問題文に「**X商品の全部が返品されてきた**」とありますので、試送時の逆仕訳を切ることになります。

★解答②・・・X商品に関する仕訳

(借) 仕入 400,000 / (貸) 試用品 400,000

よって解答すべき仕訳は①+②となります。特殊商品売買（試用販売）に関する問題は、第106回の間1や第109回の間1でも出題されていますので併せて確認しておいてください。毎回パターンが同じですので、過去問対策が特に有効な論点です。

2. 設立時の新株発行に関する問題です。本問のように「会社法に規定する最低限度額を資本金に計上することとした」という指示がある場合は、払込金額総額から資本金組み入れの最低額（＝払込金額の二分の一）を差し引いた額を資本準備金として処理することになります。

■会社法・445条2項・・・前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

■会社法・445条3項・・・前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

最低組み入れ額の規定は「できる」規定ですので、必ずしも二分の一が強制されるわけではありませんので、誤解のないようにしてください。あくまでも、**問題文に指示がある場合にのみ適用される**ものです。

また、創立費とは設立登記までに要した費用をいい、発起人への報酬や定款作成に係る諸費用などがこれに該当します。**創立費は支出時に全額費用処理するのが原則**ですが、創立費勘定を使って繰延処理することも出来ます。その場合、会社成立から5年以内に、その効果が及ぶ期間に渡って、定額法により償却していくことになります。

なお、本問では問われていませんが、費用処理する場合も繰延処理する場合もどちらも「創立費」勘定を使って処理することになります（繰延処理した場合は、翌期以降に償却していきます）

新株発行に関する問題は、第 114 回の問 1や第 122 回の問 1でも出題されていますので、併せて確認しておいてください。

3. 仕入割引に関する問題です。商品売買時の契約により、約束の期日までに入金した場合に、一定のキャッシュバック（仕入割引）が得られることがあります。本問も期日以内に入金が完了し適用要件を満たしていますので、3%の割引を受けることになります。

なお、仕入割引は商品売買契約に係り行われる仕入値引とは異なり、債務の早期返済に係る割引ですので、事業的な収益ではなく金融的な収益と考えられ、「仕入割引」という独立の科目をもって、**営業外収益として計上すること**になります。仕入割引に関する問題は、第 109 回の問 4でも出題されていますので併せてご確認ください。ほとんど同じ形式で出題されていることがお分かりいただけると思います。

4. 社債の発行に関する問題です。社債は「社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、**償却原価法に基づいて算定された価額**をもって、貸借対照表価額としなければならない」と規定されていますので、 $20,000,000 \times 0.98 = 19,600,000$ となります。

社債に関しては、発行に関する問題よりも償還に関する問題の方が出題頻度が高い傾向にありますので、発行に関しては本問の復習程度に留めて、社債の償還に関する問題（満期償還・買入償還）の復習に時間を割くようにしてください。

5. 固定資産の購入&建設仮勘定に関する問題です。建設中に建物代金の一部を支払った場合には、建設仮勘定を計上して支出額を記録しておき、建設完了・引渡時に建物勘定に振り替えることになります。なお、**建設仮勘定は減価償却の対象にならない**のでご注意ください。

☆参考・手付金を支払ったときの仕訳

(借) 建設仮勘定 2,000,000 / (貸) 現金など 2,000,000

★解答・建設完了・引渡時の仕訳

(借) 建物 10,000,000 / (貸) 建設仮勘定 2,000,000

(貸) 当座預金 8,000,000

建設仮勘定に関する問題は、第 101 回の問 3や第 118 回の問 5でも出題されていますが、ほとんど同じような問題ですので、いずれかひとつを押さえておけば十分だと思います。